㈣	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）	Ｎ五〇		
		十五センチメートル以下		
			二・五	
				一・五
㈤	パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。）			
㈥	構造用パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用ＭＤＦ（ＪＩＳ　Ａ五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用ＭＤＦに限る。）			－
㈦～㈩	（略）			

一　この表において、Ｎ五〇、ＣＮ五〇、ＧＮＦ三二、ＧＮＣ三二、ＧＮＦ四〇及びＧＮＣ四〇は、それぞれＪＩＳ　Ａ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＮ五〇、ＣＮ五〇、ＧＮＦ三二、ＧＮＣ三二、ＧＮＦ四〇及びＧＮＣ四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　表中㈠欄に掲げる材料（㈦項から㈩項までに掲げるものを除く。）を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

（新設）

㈠	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）	Ｎ五〇		
		十五センチメートル以下		
			二・五	
				一・五
㈡	パーティクルボード（ＪＩＳ　Ａ五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）			
㈢～㈥	（略）			

一　この表において、Ｎ五〇、ＧＮＦ三二、ＧＮＣ三二、ＧＮＦ四〇及びＧＮＣ四〇は、それぞれＪＩＳ　Ａ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＮ五〇、ＧＮＦ三二、ＧＮＣ三二、ＧＮＦ四〇及びＧＮＣ四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二　表中㈠欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。